

料金後納

ゆうメール

11/5

東京地方裁判所 民事第8部

更生会社 株式会社 太平洋クラブ
株式会社 太平洋ゴルフサービス
株式会社 太平洋アリエス
太平洋ヒルクレスト 株式会社
太平洋ティ・ケー・エス 株式会社
太平洋トリアス 株式会社

係

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号
電話 03-3581-5782

(本件に関するお問合せ先)

更生会社 株式会社 太平洋クラブ外5名 管財人室
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目12番3号
電話 0120-121-289

関係者 各位

ご 挨拶

拝啓

時下ますますご隆盛の段お慶び申し上げます。

この度、株式会社太平洋クラブの会社更生手続開始決定にあたり、
私 永沢徹は、東京地方裁判所民事第8部の選任により管財人に就任いたしました。

誠に微力ではございますが、今後、会社再建に向け、鋭意努力してまいり
所存でございますので、何卒、格段のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い
申し上げます。

直接お会いしてご挨拶申し上げるべきところではありますが、取り急ぎ書
中をもちましてご挨拶申し上げます。

なお、会員の皆様のご意見をお聞きするべく、会員の皆様にはご意向調査
のハガキを同封させて頂いているほか、下記のウェブページでも、ご意見を
募集しております。多くのご意見をお待ちしております。

【太平洋クラブ・太平洋アソシエイツ会員様向けアンケートページ】

<http://www.taiheiyoclub.co.jp/survey/index.html>

敬具

平成24年10月31日

東京都港区芝浦一丁目12番3号
更生会社 株式会社 太平洋クラブ
管財人 永 沢 徹

この書状は裁判所の正式書式ではありませんが、特に裁判所のご了解を得て同封させて頂きました。

更生債権の届出について

会員債権者各位

平成24年10月31日
更生会社 株式会社太平洋クラブ
管財人 永 沢 徹

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社太平洋クラブについて本日会社更生手続が開始されたことに伴い、「更生債権の届出」について、以下に若干ご説明をさせていただきます。

1 更生債権の届出について

会社更生手続では、皆様方が有しているゴルフ場の施設利用権（以下「プレー権」といいます。）についても、債権届出をしていただく必要がありますので、同封の「更生債権届出書」に押印のうえ、債権届出期限までにご返送下さい。

皆様方は預託金債権を有していないため「預託金債権額」欄は0円となっておりますが、会社更生手続においては、債権届出をしていただけない場合、プレー権を失うこととなりますので、必ずご返送下さい。

なお、複数口のプレー権をお持ちの会員様については、この「更生債権届出書」をもって、保有するすべてのプレー権の届出と取り扱わせていただきます。

2 相続がある場合について

会員の方が既に亡くなられている場合、会員の種別により、相続人の方に届出をしていただく必要があるか否かが異なります。下記（１）に該当する場合には、同封の「相続がある場合の説明」に従って届出をしてください。

（１）相続の対象となるプレー権（パーソナルプラスⅠ会員、無額面会員の方がお持ちのプレー権）

パーソナルプラスⅠ会員（太平洋クラブ、太平洋アソシエイツ）、無額面会員（太平洋アソシエイツ）の方が亡くなられている場合のプレー権は、相続人の方に相続されます。

したがいまして、相続人の方は、同封の「相続がある場合の説明」をお読みいただいた上、提出期限までに、届出書と必要な添付書類をご提出ください。

※なお、相続人の方が実際にプレーをしていただくにあたりましては、別途、当ク

ラブにおける名義書換手続をしていただく必要がありますので、管財人室（0120-121-289）までご連絡ください。

（２）相続の対象とならないプレー権（上記（１）以外のプレー権）

パーソナルプラスⅠ会員、無額面会員以外の会員の方がお持ちのプレー権は、会員の方ご本人が亡くなられたことに伴い既に消滅しており、相続の対象となりません。

そのため、この場合に相続人の方に債権届出をしていただくことはございません。

敬具

- * この書状は裁判所の正式書面ではありませんが、特に裁判所のご了解を得て同封させていただきます。
- * ご不明な点がございましたら、太平洋クラブ管財人室（電話番号0120-121-289＜月～金（祝日除く）10:00～17:00＞）までご連絡ください。

以上

事件番号 平成24年(ミ)第12号, 同第13号 会社更生事件
更生会社 株式会社太平洋クラブ(東京都港区芝浦一丁目12番3号)

平成24年10月31日

債権者各位

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 林 純子

通 知 書

頭書事件について、当裁判所は、平成24年10月31日午後5時、会社更生法による更生手続を開始しましたので、同法43条3項、85条4項、249条2項の規定により通知します。

記

- 1 更生手続開始の決定の主文
株式会社太平洋クラブについて更生手続を開始する。
- 2 管財人の氏名
弁護士 永 沢 徹
- 3 更生債権等の届出をすべき期間
平成25年2月28日まで
ただし、更生債権であって、東京地方裁判所平成24年(再)第7号民事再生事件において再生債権としての届出があったもの(民事再生法97条に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。)を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
- 4 更生債権等の調査をするための期間
平成25年6月28日から平成25年7月12日まで
- 5 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間
平成24年12月14日まで
- 6 更生会社の財産の所持者は、その財産を更生会社(従前の代表取締役)に交付してはならない。その財産の交付は、管財人又は管財人の指定する者に対してするものとする。
- 7 更生会社に対して債務を負担する者は、その債務を更生会社(従前の代表取締役)に弁済してはならない。その債務の弁済は、管財人又はその指定する者に対してするものとする。

以 上

(注意)

1 更生債権・更生担保権の届出について

- (1) 会社更生手続では、更生手続開始（平成24年10月31日午後5時）前の原因に基づいて生じた財産上の請求権を「更生債権」といい、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する特別の先取特権、質権、抵当権、商法又は会社法の規定による留置権の被担保債権であって、当該担保権によって担保された範囲のものを「更生担保権」といいます。また、更生債権と更生担保権を総称して更生債権等といいます。
- (2) 更生債権者は更生債権届出書を、更生担保権者は更生担保権届出書を東京地方裁判所民事第8部会社更生係へ提出して債権の届出をしてください。届出に際しては、別紙「更生債権届出についての注意」、「更生担保権届出についての注意」、「租税等の請求権届出についての注意」をよくお読みいただき、不備のないようにしてください。
- (3) 届出期間内（平成25年2月28日まで必着）に届出をしない場合、権利を失い弁済を受けられないおそれがありますので、十分ご注意ください。

2 管財人の選任に関する意見について

- (1) 更生会社、更生債権者等、株主等は、平成24年12月14日までに、管財人の選任について書面により意見を述べることができます。
- (2) 管財人の選任についての意見を記載した書面の提出先は、「〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号 東京地方裁判所民事第8部 更生会社 株式会社太平洋クラブ 係」です。

ご不明な点がありましたら、下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

更生会社 株式会社太平洋クラブ 管財人室

住 所 〒105-0023

東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル6階

電話番号 0120-121-289

<月～金（祝日除く）10:00～17:00>

F A X 03-5446-1862

（裁判所への直接のお問い合わせはできるだけご遠慮くださるようお願い申し上げます。）

更生債権届出についての注意【法138条1項】（預託金返還請求権用）

- 1 届出期限（平成25年2月28日必着）は厳守してください。届出期間内に債権の届出をしないと権利を失うおそれがあります。また、管財人が速やかに調査を進められるようにするため、早期の届出にご協力ください。なお、会員権をすでに第三者に譲渡した場合であっても、名義変更が済んでいない場合は、必ず届け出てください。
- 2 会社更生手続では、更生手続開始（平成24年10月31日午後5時）前の原因に基づいて生じた財産上の請求権等を更生債権といいます。よって、会員の方の有する預託金返還請求権（施設利用権を含む。）は、更生債権にあたります。
- 3 更生債権届出書の記入について

本届出書は、更生会社の記録に基づき、ゴルフ会員の住所、氏名、更生会社に対して有する預託金に関する債権額及びこれに対する更生手続における議決権額等を、前もって管財人が記入した上で送付しています。以下の記載要領にしたがって債権届出書に必要な事項を記入してください。

- (1) 記入してある住所・氏名（法人名）が違っている場合などは、以下のとおりに補正してください。（いずれの場合も電話番号・FAX番号を記入してください。）

- ① 住所・氏名が間違っている場合

「左の住所・氏名の補正欄」の「☐住所の訂正」「☐氏名（法人名）の訂正」にチェックして、その下に、正確な住所・氏名を記入して、捺印欄に押印してください。住所に誤りはないが、ほかの場所に連絡してほしいという場合は、「郵便物等受取場所」欄にその住所を記入してください（「〇〇方」などまで）。以上のほか、改姓・改名があった場合には、そのことが分かる戸籍謄本を添付し、商号変更等により法人名が変わった場合には、そのことが分かる商業登記の履歴事項証明書等を添付してください。

- ② 会員権の名義人の方が亡くなられた場合

相続人の方が債権届出をすることになります。

遺産分割協議などにより単独で相続する方が決まっている場合には、「左の住所・氏名の補正欄」の「☐相続人の住所・氏名は以下のとおり」にチェックして、その下に、相続人の正確な住所・氏名を記入して、押印してください。また、相続人が複数いる場合には、「☐相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおり」にチェックして、同封の「相続人目録」に相続人の方々がそれぞれ住所・氏名・電話番号等を記載し、捺印してください。相続がある場合には、届出期間内に届出をする必要があるほか、戸籍謄本など提出すべき書類があります。提出書類の詳細については、必ず管財人室にお問い合わせください。

- (2) 捺印欄に忘れずに押印してください。また、訂正箇所には訂正印を押してください。なお、補正等の連絡のために必要ですから、電話番号・FAX番号を必ず記入してください。

- (3) 「預託金債権額」欄に記入（印刷）してある金額が違うという場合には、その下の「☐」にチェックし、その右側に正しいと思う金額を記入してください。

なお、すでに退会して預託金債権を請求済みの方は、更生手続開始決定の前日（平成24年10月30日）までの確定損害金を「債権額」及び「議決権の額」に算入して届け出ることができますが、更生手続開始後の利息・損害金については「議決権の額」には算入できません（法136条2項）。更生手続開始後の利息・損害金を「債権額」として届け出の場合には、「備考」欄にその旨を記載し（たとえば、「元金■■■■円に対する更生手続開始の日から年●%の割合による遅延損害金（額未定）も届出」などと記載）、「預託金債権額」欄の金額の末尾の「☐ 及び遅延損害金（額未定）」にチェックしてください。

- 4 添付書類について

- (1) 作成した届出書（別紙も含む。）の写し（コピー）を1通添付してください。
- (2) 法人の場合には、代表者の資格証明書（登記事項証明書等）を添付してください（法人が代理人となる場合も同様）。
- (3) 個人・法人を問わず、弁護士などの代理人による届出の場合には、同封の「委任状（債権届出用）」を添付してください。
- (4) 債権の存在を証する書類（預託金証書など）を添付する必要はありませんが、債権調査のために必要がある場合には、後日、管財人から連絡しますので、その際には証拠書類を管財人に提出してください。

- 5 その他、別に同封した「記載例」もご覧ください。

- 6 提出先（同封の封筒により下記宛てに郵送してください。）

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号
東京地方裁判所 民事第8部 更生会社 株式会社太平洋クラブ 係

※ なお、ご不明な点がございましたら、下記宛てにお問い合わせください（月～金（祝日除く）
10:00 ～ 17:00 ＞（ただし、問い合わせが集中し電話がつながりにくくなることがありますの
で、FAXもご利用ください。）。

「 更生会社 株式会社太平洋クラブ 管財人室

〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル6階

電 話：0120-121-289 FAX：03-5446-1862 」

番号

更生債権届出書(法138条1項)

作成日 平成 年 月 日 東京地方裁判所民事第8部 御中

住所

左の住所・氏名の補正欄

☐ 住所の訂正

☐ 氏名(法人名)の訂正

☐ 相続人の住所・氏名は以下のとおり(相続人1名の場合)

☐ 相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおりに

氏名(法人名)

捺印

法人代表者名
(法人の場合は必ず記載)

印

連絡先 電話

FAX

(法人等の場合)

担当者氏名

部署

内線

〒

住所

郵便物等受取場所(上記住所と異なる場合にのみ記載する。)

【代理人による届出の場合】(代理人を選任する場合にのみ記載する。)

氏名(法人名)

代理人住所

氏名(法人名)

捺印

(法人の場合)法人代表者名

法人代表者名

電話

FAX

印

債権の内容および原因

預託金返還請求権(施設利用権を含む)

預託金債権額

合計金 〇 円
(上記金額が違っている場合は, ☐ にチェックして正しいと思う金額を記入する。)
☐ [円 ☐ 及び遅延損害金(額未定)]

議決権の額

同上(ただし, 法136条2項及び3項に該当する部分は除く)

執行力ある債務名義又は
終局判決があるときはその
対象となる債権

☐ あり 対象となる債権

☐ 別紙

更生債権に関し更生手続
開始当時係属する訴訟が
あるときはその対象とな
る債権

☐ あり 裁判所 支部 平成 年()第 号

事件名

原告

被告

☐ 別紙 対象となる債権

備考 (第三者に譲渡した場合, 退会した場合, その他特別の事情がある場合はこの欄に記入する。)

記載例

平成24年(ニ)第12号,同第13号
東京都港区芝浦一丁目12番3号
更生会社 株式会社太平洋クラブ

届出書の制作・提出にあたっては、この記載例のほか、「更生債権届出について」の注意【法138条1項】を必ずお読みください。

(預託金(入会保証金) 返還請求権届出用)

番号

更生債権届出書(法138条1項)

作成日 平成 年 月 日 東京地方裁判所民事第8部 御中

住所 法人の場合は、必ず現在の代表者名を正確に記載してください。氏名(法人名) 捺印

法人代表者名 法人代表者名は必ず記載してください。 ① 左の住所・氏名の補正欄 □住所の訂正 □氏名(法人名)の訂正 □相続人の住所・氏名は以下のとおり(相続人各の場合) □相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおり

連絡先 電話 FAX ② 左の住所・氏名(法人名)欄に印刷してある住所・氏名(法人名)が違っている場合や、その方がお亡くなりになっている場合に記載する欄です。左の住所欄に印刷してある住所が違っている場合には、「□住所の訂正」にチェックして、下に正しい住所・氏名(法人名)欄に印刷してある氏名(法人名)が違っている場合には、「□氏名(法人名)の訂正」にチェックして、下に正しい氏名(法人名)を記載して、左の捺印欄に捺印してください。左の住所・氏名欄に印刷してある会員の方がお亡くなりになっている場合には、①遺産分割協議などにより、すでに会員権を単独で相続する方が決まっている場合には、住所・氏名は以下のとおり」にチェックして、下に相続人の郵便番号・住所・氏名を記載して、捺印してください。②まだ遺産分割協議が済んでいない場合など相続人が複数いる場合には、「□相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおり」にチェックして、同封の「相続人目録」に相続人の方々がそれぞれ住所・氏名・電話番号等を記載し、捺印してください。

(法人等の場合) 担当者氏名 部署 内線 住所 氏名(法人名)

郵便物等受取場所(上記住所と異なる場合にのみ記載する。)

【代理人による届出の場合】(代理人を選任する場合にのみ記載する。)

代理人住所 氏名(法人名) 捺印 法人代表者名

電話 FAX ③

債権の内容および原因 預託金返還請求権(施設利用権を含む)

預託金債権額 合計金 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

議決権の額 同上(ただし、法136条2項及び3項に該当する部分は除く)

執行力ある債務名義又は終局判決があるときはその対象となる債権

更生債権に關する手続開始当時係属する訴訟があるときはその対象となる債権

備考 (第三者に譲渡した場合、退会した場合、その他特別の事情がある場合はこの欄に記入する。)

- この欄には何も記入しないでください。
- この届出書の作成(記載)年月日を記載してください。
- 必ず捺印してください。ただし、代理人によって作成・提出する場合には、本人の捺印は不要です。
- 法人の場合は、法人の代表者印を捺印してください。
- 左の住所欄・氏名(法人名)欄に印刷してある住所・氏名(法人名)が違っている場合や、その方がお亡くなりになっている場合に記載する欄です。
- 左の住所欄に印刷してある住所が違っている場合には、「□住所の訂正」にチェックして、下に正しい住所・氏名(法人名)欄に印刷してある氏名(法人名)が違っている場合には、「□氏名(法人名)の訂正」にチェックして、下に正しい住所・氏名(法人名)を記載して、左の捺印欄に捺印してください。
- 左の住所・氏名欄に印刷してある会員の方がお亡くなりになっている場合には、①遺産分割協議などにより、すでに会員権を単独で相続する方が決まっている場合には、住所・氏名は以下のとおり」にチェックして、下に相続人の郵便番号・住所・氏名を記載して、捺印してください。
- ②まだ遺産分割協議が済んでいない場合など相続人が複数いる場合には、「□相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおり」にチェックして、同封の「相続人目録」に相続人の方々がそれぞれ住所・氏名・電話番号等を記載し、捺印してください。
- 補正等の連絡をすることがありますので、電話番号とフランクシミリがある場合はその番号を必ず記載してください。
- この届出書に関する事務の担当者がいる場合は、担当者名・部署名・内線番号を記載してください。
- 住所・本支店所在地以外への文書送付を希望する場合は「郵便物等受取場所」欄に記載してください。
- 弁護士など代理人によってこの届出書を作成する場合には、代理人の住所・氏名等を記載して、捺印欄に当該代理人の印を押してください。なお、その場合には、同封の「委任状(債権届出用)」を添付してください。また、法人が代理人となる場合には、当該法人の代表者の資格証明書を添付してください。
- 預託金債権合計額を印刷してあります。なお、入会金は債権とは扱われませんのでご注意ください。
- この金額が違っている場合は、「□」にチェックして、その右に正しい金額を記載してください。
- 届出債権のうち更生手続開始後の利息は、会社更生法136条2項の規定により議決権の額から除かれることとなります。なお、定型文言と異なる議決権額を届け出る場合には、定型文言を=線で抹消したうえ、余白などに金額を記載してください。
- 届出債権について、執行力ある債務名義又は終局判決(例えば、確定判決や仮執行宣言付判決など)がある場合は「□あり」にチェックして、例えば、「●●●地方裁判所平成●●●年(ワ)第●●●号確定判決あり」などと記載してください。なお、複数の会員権がある場合には、その一部だけについて執行力ある債務名義又は終局判決がある場合には、その対象となる債権を会員権番号などで特定してください。書ききれない場合には、「□別紙」にチェックして別の用紙に記載し、この届出書の次に綴じたい(左綴じ)。契印(割印)してください。
- また、該当がある場合、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを必ず添付してください。
- 届出債権の中に更生手続開始(平成24年10月31日)当時、訴訟係属中の債権がある場合には、「□あり」にチェックして訴訟の係属する裁判所・事件番号・当事者名を記載してください。なお、複数の会員権がある場合には、その一部だけについて訴訟をしている場合には、その対象となる債権を会員権番号などで特定してください。書ききれない場合には、「□別紙」にチェックして別の用紙に記載し、この届出書の次に綴じたい(左綴じ)。契印(割印)してください。



1 234567 890128

相続がある場合についての説明

会員権名義人ご本人が亡くなられた場合については、相続人の方が債権届出をすることになります。①遺産分割協議などにより単独の相続人が決まっている場合と、②まだ遺産分割が済んでいない場合とで、届出書の記入方法や提出すべき添付書類が違ってきますので、以下の説明をお読みください。以下の説明を読んでも分からない点などがありましたら、管財人室にお問い合わせください。

① 遺産分割や遺言により単独の相続人が決まっている場合

届出書の記入

- ◎「左の住所・氏名の補正欄」の「☐相続人の住所・氏名は以下のとおり」にチェックして、その下に遺産分割や遺言により会員権を相続した方の住所・氏名を正確に記入して、捺印欄に押印してください。
- ◎その他の記入要領について、別に同封した「更生債権届出についての注意」もお読みください。

添付書類について

- ◎遺産分割協議による場合には、相続関係を明らかにするため、次の書類を添付してください（なお、届出書には提出期限(必着)があり、期限を過ぎてしまうと権利を失うことになりますので、添付書類の用意に時間がかかる場合は、提出期限までに、届出書とその時点で用意できた添付書類を必ず提出してください。）。
 - ・亡くなられた会員が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
 - ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合には、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
 - ・遺産分割協議書の写し
 - ・遺産分割協議書に捺印したすべての相続人の印鑑登録証明書
- ◎遺言書による相続の場合には、次の書類を添付してください。
 - ・亡くなられた会員の除籍謄本
 - ・届出をする相続人の戸籍謄本
 - ・家庭裁判所で遺言書を検認した旨の証明がある遺言書（または公正証書による遺言書）の写し

② 遺産分割がまだ済んでいない場合

届出書の記入

◎相続人が複数の場合

「左の住所・氏名の補正欄」の「☐相続人の住所・氏名は別紙相続人目録のとおり」にチェックして、別に同封した「相続人目録」にすべての相続人がそれぞれ自分の住所・氏名・電話番号等を記入し、捺印してください（また、できる限り、相続人目録上部に、連絡先となってくださる相続人代表者を記入してください）。そのうえで、相続人目録を届出書の下に重ねて綴じ（左綴じ）、割り印を押してください。

◎相続人が一人しかいない場合（単独相続）

遺産分割の必要がないので、上記①にしたがって、「左の住所・氏名の補正欄」の「☐相続人の住所・氏名は以下のとおり」にチェックして、その下に届出人（相続人）の住所・氏名を正確に記入し、捺印欄に押印してください。

- ・その他の記入要領について、別に同封した「更生債権届出についての注意」もお読みください。

添付書類について

相続関係を明らかにするため、次の書類を添付してください。

- ・亡くなられた会員が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合には、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）

（なお、上記の戸籍謄本が完全に揃っていない場合でも、会員の方が亡くなったことの記載がある戸籍謄本と、届出をする方が相続人であることが分かる戸籍謄本の提出があれば、届出自体は有効となりますので、届出書提出期限までに、届出書とその時点で用意できた戸籍謄本を必ず提出してください。残りの戸籍謄本はその後早めに提出するようにしてください。）

(別紙)

相 続 人 目 録

会員権名義人（被相続人）

（氏名）

更生手続に関する連絡を受けたりするために、以下の相続人全員の代表者を、

____ 番の相続人（氏名） _____ として届け出ます。

相続人

1 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

2 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

3 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

4 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

5 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

6 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

7 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

8 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

9 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

10 ㊦

（住所）

（氏名） _____ ㊦ （続柄） _____ （相続割合） _____ 分の

代理人が債権届出をする場合は、この用紙にご記入のうえ
債権届出と一緒に提出してください。

委 任 状
(債権届出用)

私は (住所)

(氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 更生会社株式会社太平洋クラブに係る東京地方裁判所平成24年(ミ)第12号、同第13号会社更生事件につき、債権届出をし、届出について一切の行為をする件

平成 年 月 日

住 所

氏名 (商号)

(代表者名)

100-8920

東京都千代田区霞が関一丁目一番二号

東京地方裁判所 民事第8部

更生会社 株式会社 太平洋クラブ 係